

19. 東北学院大学経営学部早期卒業細則

(1) 2019（平成31）年度以降入学生から適用

(目 的)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項及び第25条第2項並びに東北学院大学9月期卒業規程並びに東北学院大学早期卒業に関する規程第10条及び同規程別表の規定に基づき、経営学部学生に第3学年次終了時又は第4学年次9月期に卒業を認める場合（以下、「早期卒業」という。）について定める。

(申請の条件)

第2条 早期卒業を申請するには、次に掲げる要件を全て備えている必要がある。

- (1) 本学経営学部第1学年次から在学していること。
- (2) 第2学年次の履修登録単位数が、40単位以下であること。また、第2学年次終了時点までの修得単位数が76単位以上であること。（自由科目及び教職員免許状の教科に関する科目並びに教職等に関する科目（以下「除外科目」という。）は除く。）
- (3) 第2学年次終了時点の卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄科目及び除外科目は除外する。）が、80点以上であること（上記小数点以下第1位まで算出した場合に80点未満となる場合は不可）。
- (4) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること。

(早期卒業の条件)

第3条 申請を認められた者が早期卒業を認められるには、次ぎに掲げる要件を全て備えている必要がある。

- (1) 第3学年次終了時まで、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること。
 - (2) 卒業単位に算入される全科目の成績の平均点（第2学年次までの放棄科目及び除外科目は除外する。）が82点以上であること（小数点以下第1位まで算出した場合に82点未満となる場合は不可）。
 - (3) 専門教育科目の成績の平均点が80点以上であること（小数点以下第1位まで算出した場合に80点未満となる場合は不可）。
 - (4) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること。
 - (5) 大学院への進学の意味が明確であること。
- 2 前項第2号から第4号までの点数を勘案する場合、第3学年次に履修登録した科目のうち、放棄した科目の成績は、2科目目からは0点として計算する。
 - 3 第1項第5号の進学意思については、経営学部長及び経営学科長が面接を行い、本細則第6条第3項に定める提出資料その他経営学部が必要と認める資料を参考に確認するものとする。

(申請が許可された場合の履修登録制限緩和)

第4条 早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において、第3学年次配当科目を40単位まで履修登録できるほか、東北学院大学経営学部履修細則第9条の履修登録制限の例外として、第3及び第4学年次開講科目を12単位まで履修できるものとする。

(履修登録制限緩和における履修科目の取扱いについて)

第5条 申請を認められたのち、第3学年次卒業を辞退した者又は早期卒業の条件を満たすことができなかった者（以下「条件非充足者」という。）が、40単位を超えて履修登録し、試験に合格した科目の単位は、第4学年次に認定するものとする。

- 2 前項の単位認定の取扱いは、早期卒業申請を取り下げた辞退者又は条件非充足者が第4学年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行われるものとする。

(申請及び卒業の手続き)

第6条 早期卒業を希望する者は、定められた期日までに所定の書式に従って学部長に申請しなければならない。

- 2 早期卒業の申請時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次科目の履修登録期限までの間の適切な時期とし、

具体的な期日等の連絡は、文書配布、掲示等によって行われるものとする。

- 3 早期卒業の申請が認められた者は、別に定める期日までに、進路の明確性を証明する書類等（合格通知、受験票等）を、学部長に提出しなければならない。
- 4 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、学部長、学科長、教務委員及び学生委員から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、教授会に諮る原案を作成して学務部教務課に手続きを依頼するものとする。
- 5 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、教授会が行う。

（早期卒業申請の取り下げ）

第7条 早期卒業の申請が認められた者は、学部長の承認を得て、申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取り下げの申し出は、卒業判定を行う教授会よりも十分に前の時期までになされなければならない。
- 3 申請の取り下げを承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

（早期卒業時期の変更）

第8条 早期卒業の申請が認められた者のうち、第3学年次の3月に卒業することを希望した者は、学部長の承認を経て、申請した早期卒業時期を変更することができる。

- 2 早期卒業時期を変更する申し出は、第3学年次3月卒業の判定が行われる時期よりも十分に前の時期までにしなければならない。
- 3 早期卒業時期の変更を承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

（早期卒業希望者の成績評価提出時期）

第9条 早期卒業を希望する者が3学年次に履修した科目の成績評価は、卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務部教務課に提出しなければならない。

- 2 前項の適切な時期は、学務部教務課と協議して定めるものとする。

（事務取扱）

第10条 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書式、資料等は、学務部教務課を経て、適切な経営学部役職者に届けられるものとする。

（改 廃）

第11条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

この細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

東北学院大学経営学部早期卒業細則

(2) 2017（平成29）年度から2018（平成30）年度入学生適用

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項、第25条第2項、東北学院大学早期卒業に関する規程第10条及び同規程別表の規定に基づき、東北学院大学経営学部（以下「経営学部」という。）学生に第3学年次修了時又は第4学年次9月期の卒業（以下「早期卒業」という。）を認める場合に関し必要な事項を定める。

（申請の条件）

第2条 早期卒業を申請する者は、第6条の手續に従い申請するものとし、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 経営学部に第1学年次から在学していること。
- (2) 第2学年次修了時点までの修得単位数が76単位以上であること。ただし、卒業単位に算入されない資格関係科目は含まない。
- (3) 卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄科目を除く。）が、80点以上であること（小数点以下第1位まで算出した場合に80点未満となる場合は不可）。
- (4) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること（放棄科目を除く。）。

（早期卒業の条件）

第3条 申請が認められた者が早期卒業を認められるには、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 第3学年次修了時又は第4学年次9月期卒業判定時までに、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること。
 - (2) 卒業単位に算入される全科目の成績の平均点（第2学年次までの放棄科目は除く。）が82点以上であること（小数点以下第1位まで算出した場合に82点未満となる場合は不可）。
 - (3) 専門教育科目の成績の平均点が80点以上であること（小数点以下第1位まで算出した場合に80点未満となる場合は不可）。
 - (4) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること（放棄科目は除く。）。
 - (5) 大学院又は専門職大学院への進学の意味が明確であること。
- 2 前項第2号から第4号までの点数を勘案する場合、第3学年次に履修登録した科目のうち、放棄した科目の成績は、2科目目からは0点として計算する。
- 3 第1項第5号の進学意思については、経営学部長（以下「学部長」という。）及び経営学科長（以下「学科長」という。）が面接を行い、第6条第3項に定める提出資料等を参考に確認するものとする。

（申請が許可された場合の履修登録制限緩和）

第4条 早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において、第3学年次開講科目を40単位まで履修登録できるほか、履修登録制限緩和として第3学年次開講科目又は演習を除く第4学年次開講科目から12単位及び演習（第3学年次）4単位を16単位まで履修できるものとする。ただし、卒業単位に算入されない資格関係科目は含まない。

（履修登録制限緩和における履修科目の取扱いについて）

第5条 申請は認められたが、第3学年次卒業を辞退した者又は早期卒業の条件を満たすことができなかった者（以下「辞退者又は条件非充足者」という。）が40単位を超えて履修登録し、試験に合格した第4学年次配当科目の単位は、第4学年次に認定するものとする。

- 2 前項の単位認定の取扱いは、辞退者又は条件非充足者が第4学年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行われるものとする。

（申請及び卒業の手續）

第6条 早期卒業を希望する者は、定められた期日までに所定の書式に従って学部長に申請しなければならない。

- 2 早期卒業の申請時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次科目の履修登録期限までの間の適切な時期とし、具体的な期日等の連絡は、文書配布、掲示等によって行われるものとする。

- 3 早期卒業の申請が認められた者は、別に定める期日までに、進路の明確性を証明する書類等（合格通知、受験票等）を学部長に提出しなければならない。
- 4 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、学部長、学科長、教務委員及び学生委員から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、教授会に諮る原案を作成して学務部教務課（以下「教務課」という。）に手続を依頼するものとする。
- 5 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、教授会の議を経て、学長が行う。

（早期卒業申請の取下げ）

第7条 早期卒業の申請が認められた者は、学部長の承認を得て、申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取下げの申出は、卒業判定を行う教授会よりも十分に前の時期までになされなければならない。
- 3 申請の取下げを承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

（早期卒業時期の変更）

第8条 早期卒業の申請が認められた者のうち、第3学年次修了時に卒業することを希望した者は、学部長の承認を経て、申請した早期卒業時期を変更することができる。

- 2 早期卒業時期を変更する申出は、第3学年次修了時の卒業判定が行われる時期よりも十分に前の時期までになされなければならない。
- 3 早期卒業時期の変更を承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

（早期卒業希望者の成績評価提出時期）

第9条 早期卒業を希望する者が第3学年次に履修した科目の成績評価は、卒業判定に間に合う適切な時期までに、教務課に提出されなければならない。

- 2 前項の適切な時期は、学部長と学務部長が協議して定めるものとする。

（事務取扱）

第10条 この細則に関する事務は、教務課において処理する。

- 2 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書式、資料等は、教務課を経て、学部長に届けられるものとする。

（改 廃）

第11条 この細則の改廃は、教務課との協議に基づき、教授会及び教務委員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

本細則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月17日改正第43号）

本細則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日改正第192号）

この細則は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

附 則（令和2年3月17日改正第35号）

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正第 号）

- 1 この細則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2021年9月30日限り、その効力を失う。